

# 保管場所使用権原疎明書面（自認書）の記載例

**注 意 事 項**

- 消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。必ず保管場所の所有者が書いてください。
- 権限のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります。
- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う場合の保管場所の位置が自己所有の場合に書いてください。

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 届出 係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

中 警察署長 殿

令和 ○年 ○月 ○日

〒 ( 465-1234 )

住 所 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号  
丸の内マンション110号

( 052 ) 123 局 5678 番

氏 名 愛知 守

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
  - 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。

自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の届出者欄と同じになります。

下記の項目を参考に該当する箇所に○印を付けて付けてください。

- ▶自動車保管場所証明申請を行う場合は「証明申請」に○印を付けてください。
- ▶自動車保管場所届出を行う場合は「届出」に○印を付けてください。
- ▶保管場所である車庫が、建物と一体となって築造された車庫が自己所有の場合（例：1階が車庫、2階が居住部分など）は「建物」に○印を付けてください。
- ▶車庫とする土地と建物の両方が自己所有の場合は「土地」「建物」両方に○印を付けてください。
- ▶車庫とする土地が共有名義の場合は、この書面のほかに、共有者全員の「保管場所使用承諾証明書」を添付してください。